

平成27年12月定例会 原案可決・賛成多数

議会案第7号

地方財政の拡充を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成27年12月15日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 近 内 利 男

## 地方財政の拡充を求める意見書

安倍政権は「骨太方針2015」（6月30日閣議決定）を打ち出し、「歳出改革」「公的サービスの産業化」として、地方財政の大幅な削減を図ろうとしている。

「骨太方針」を受けた総務省の2016年度地方財政に関わる概算要求では、地方の一般財源は「平成27年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保」するとして地方交付税を16.4兆円（対前年度比マイナス2%）要求するとともに、「平成28年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ」として、交付税率の引き上げを要求している。

また「ローカルアベノミクスの取り組みをさらに加速させる」として、地方団体が「地方創生に取り組めるよう支援」とともに、「骨太方針2015」に沿って、「地方団体の業務改革の推進」を図るとしている。

地方自治体の深刻な財源不足を解消するためには、「総額で前年度と同水準を確保する」ととどまらず、「三位一体改革」で削減された地方財源を元に戻す抜本的な措置が必要であるにもかかわらず、「骨太方針2015」で、地方交付税を算定する単位費用を、民間委託を進める低コスト団体に合わせる「トップランナー方式」を導入し、「まち・ひと・しごと創生事業費」において、「行革」努力を反映する地方交付税の算定も、地方から厳しい批判の声が上がっているにも関わらず継続・拡大しようとしている。

地方交付税は地方共有の固有財源であり、算定は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として行うものである。コスト削減を極端に進める一部の自治体の経費を基準にするのは、地方交付税制度を根幹から変質させ、公共サービスの水準を低下させるものである。

よって、国においては、住民の生活と自治体に働く職員の労働条件を改善するため、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 「三位一体改革」で減らされた地方財源を元に戻し、地方交付税の法定率を引き上げるなど、地方財政の抜本的な拡充を図ること。
- 2 地方交付税は地方共有の固有財源であることから、国の政策誘導の手段として用いることは厳に行わないこと。単位費用を低コスト団体に合わせる「トップランナー」方式の導入や、算定への「行革努力」の反映を行わないこと。
- 3 公共サービスの低下を招く、自治体職員の削減やアウトソーシングを押し付けないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

郡山市議会